

専門家派遣事業助成金交付要綱の取扱いについて

1 助成金の対象経費について（第3条関係）

対象経費の詳細は、次のとおりとする。

(1) 旅 費

ア 県の旅費規程を参考とし、私用車を使用する場合の車賃は、GISソフト計測で1kmにつき30円とする。ただし、旅行雑費は対象外とする。

イ 公共交通機関を利用した場合は、領収書の添付を原則とする。

ただし、ICカードを使った鉄道の利用や路線バス等のため、領収書の徴収が困難な区間がある場合、当該区間に係る料金については、路線検索システムの活用やバス会社等への確認により、当該区間の最短旅程に基づいて算出した額によるものとする。

(2) 謝 金

視察先の説明者への謝金については、県の規定に基づいて算出した額によるものとする。謝金相当分の物品による土産代等は対象外とする。

(3) 視察料

視察先が設定する視察料及び視察先が提供する資料代を対象とする。

(4) バス等の車両借上料には、その燃料代を含むものとする。

(5) 助成事業の変更、中止又は廃止に伴うキャンセル料、違約金は対象外とする。

ただし、自然災害、交通事故等のやむを得ない事由により、先進地視察の実施前又は路程中に変更若しくは中止した場合は、受託者が助成対象者等からの状況等を聴取するなどし、特に認める場合に限り、対象経費とすることができる。

(6) 市町職員及び専門家の同行による費用については、次のとおりとする。

ア 同行する市町職員に係る費用は、全額市町負担とする。ただし、マイクロバス等の車両借上料や団体扱いとなる視察料等の分割できない費用については、この限りでない。

イ 同行する専門家に係る費用は、受託者が別途謝金及び旅費（地域が借り上げたマイクロバス等に同乗した区間分の旅費を除く。）を支払う。視察料については、本助成事業の対象経費とする。

2 実績報告書に添付する支出実績書について（第9条関係）

支出実績書には、必ずその支出金額が確認できる証拠書類（領収書の写し等）の添付を求め、証拠書類が添付されていない経費については、特別の事情がない限り、対象経費としないものとする。